支払基金・国保統一事例

【　検査　】

２１９　喉頭ファイバースコピーの算定について

《令和６年６月２８日》

○　取扱い

①　次の傷病名等に対するD299 喉頭ファイバースコピーの算定は、原則として認められる。
⑴　咽頭異物
⑵　声帯結節症
②　扁桃炎に対するD299 喉頭ファイバースコピーの算定は、原則として認められない。

○　取扱いを作成した根拠等

咽頭異物は、魚の骨等の異物が誤って咽頭に入り込んだ状態であるが、咽頭は喉頭と連続しており，異物除去のため、喉頭ファイバースコピーが必要となる症例もある。また、声帯結節は、喉頭の内腔にある声帯に両側性にしこりができた状態であり、診断には喉頭ファイバースコピーによる声帯の観察が必要である。

一方、扁桃は喉頭よりも上部に位置し、扁桃炎の診療に当たっては、直視下の診察が可能であり、通常、喉頭ファイバースコピーの必要性はないと考えられる。

以上のことから、D299 喉頭ファイバースコピーについて、咽頭異物、声帯結節症に対する算定は原則として認められるが、扁桃炎に対する算定は原則として認められないと判断した。